

表剤の生産等数量の増加に伴う予定申告の修正について（依頼）

平成 28 年 5 月 2 日
経済産業省製造産業局
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

平素、化学兵器禁止法令の適確な実施に御理解、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

先日行われた表 2 剤（第一種指定物質）査察において、査察対象となった事業所における表 2 剤の製造等／使用の実績数量が予定申告数量を超えていたことについて、査察官から、このような場合には、超過の量がわずかであっても原則的に修正申告が必要であるとの指摘を受けました。

化学兵器禁止条約では、化学兵器禁止機関（OPCW）の締約国会合で発出された文書（C-I/DEC. 38：年次申告に対する変更）において、予定申告の後に新たに計画された活動に関しては、次の変更について申告（修正申告）が必要とされています。

- ・表 2 剤の予定年間生産／加工／消費量の増加
- ・予定申告において申告された数量区分を超えて生産増となる表 3 剤（第二種指定物質）事業所

一方、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成 7 年省令第 40 号。以下「化学兵器禁止法施行規則」という。）第 16 条第 4 項及び第 19 条第 4 項においては、製造等／使用量（表 2 剤）又は製造量（表 3 剤）の増加により、当該数量が、

- ①届出に係る数量の 2 倍を超える場合（表 2 剤・表 3 剤共通）
- ②届出しきい値の 10 倍を超える場合（表 2 剤）
- ③200 トンを超える場合（表 3 剤）

にのみ、その 30 日前までに届出をしなければならないこととされています。

これらの査察における指摘及び現行規定を踏まえ、当面の間、下記のとおり取り扱うことといたします。

対象事業所におかれましては、化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法令の主旨を踏まえ、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 対象事業所

表 2 剤：製造等／使用の実績数量が、当該年の予定届出（申告）数量より増加する見込みとなる査察対象事業所（増加後にあっても数量が検証しきい値（※）

未満の事業所は対象外)

表 3 剤：製造の実績数量が、当該年の予定申告に記載した数量区分を超えて増加する見込みとなる査察対象事業所 (増加後にあっても数量が検証しきい値 (※) 未満の事業所は対象外)

(※) 検証しきい値：

| | | 検証しきい値 |
|------------------|-----|--|
| 表 2 剤 第一種指定物質 | 製造等 | ・ B Z : 1 0 k g ・ B Z 以外の毒性物質 : 1 t ・ 原料物質 : 1 0 t |
| | 使用 | 製造等と同じ |
| 表 3 剤 第二種指定物質 | 製造 | 2 0 0 t |

2. 求める対応

上記 1. の対象事業所は、以下に沿って届出を行ってください。なお、本対応は今後の化学兵器禁止条約、化学兵器禁止法令の見直しに伴い変更する可能性がありますので、御了承ください。

(1) 製造等／使用 (表 2 剤) 又は製造 (表 3 剤) の実績数量が予定申告数量を超える場合の届出について

「表 2 剤事業所において、製造等／使用の実績数量が、当該年の予定届出 (申告) 数量より増加する見込みとなる日」又は「表 3 剤事業所において、製造の実績数量が、当該年の予定申告に記載した数量区分を超えて増加する見込みとなる日」の 30 日前までに、化学兵器禁止法施行規則の様式 1 6 (変更届出書) により数量又はその区分の変更について、O P C W へ提出している申告書面の修正版を添付し、各経済産業局に届け出てください。

(2) 製造等／使用 (表 2 剤) 又は製造 (表 3 剤) の予定数量の届出について

毎年 9 月頃に各経済産業局に届出をいただいている様式 1 5 (表 2 剤) 又は様式 1 8 (表 3 剤) の予定数量に関し、上記 (1) の修正に係る届出 (申告) を極力さけるため、次年の市況や事業所における新規又は追加の受注可能性等を踏まえ、製造等／使用 (表 2 剤) 又は製造 (表 3 剤) の予定数量を十分に吟味した上で届出 (申告) を行ってください。

以上